

画像解析用デスクトップPC 一式

仕様書

令和 8 年 8 月

国立大学法人琉球大学

I 仕様書概要

1 調達背景及び目的

大容量の画像データを用いて3D脳アトラスを作製するという本研究開発の目的には高性能のワークステーション（WS）が必須の道具となる。例えば、マウスの半脳を高解像度の透明化画像で取得するだけで数テラバイトのSSDメモリーを消費する。その3D画像の中に領域区分の地図を書き込み、領域分け（セグメンテーション）をし、さらに、そこにリン酸化タウの3D局在を可視化した透明化画像を重ね合わせて解析するとなると、通常のPCのスペックでは画面がフリーズしてしまって、作業を遂行できない。円滑な画像処理・解析作業を行なうために、Imaris PC Ultimateのような大容量メモリーと高速ストレージを備えた高性能WSを準備する必要がある。

2 調達物品及び構成内訳

画像解析用デスクトップPC 一式

3 技術的要件の概要

1. 本調達物品に係る性能・機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は別紙に示すとおりである。
2. 技術的要件はすべて必須の要求要件である。
3. 必須の要求要件は本学が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には、不合格となり、落札決定の対象から除外する。
4. 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、本学技術審査委員会において、入札機器に係る技術仕様書を含む入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

4 その他

1. 仕様に関する留意事項

- 1) 提案する機器は、入札時点で製品化されていることを原則とする。ただし、入札時点で製品化されていない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。
- 2) 入札後、モデルチェンジ等の事由が発生した場合には、本学と協議のうえ、最新の機種を納入すること。
- 3) 入札機器に備えるべき技術的要件で示す「できること」、「有すること」、「可能であること」等の仕様については、納入時点において全て実現していること。

2. 提案に関する留意事項

- 1) 提案機器が本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的かつわかりやすく、資料等を添付し参照すべき箇所を明示する等して説明すること。（要求要件と提案機器に係る性能等を、対比表を作成して示すこと）。参照すべき箇所が、メーカーの仕様書、説明書、カタログ等である場合は、表中に参照資料番号を記入すると共に、資料中にアンダーラインを付したり、色付けしたり、余白に大きく矢印を付したりすることによって当該部分を明示すること。従って、審査するに当たって提案の根拠が不明確、説明が不十分で技術審査に重大な支障があると本学技術審査委員会が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。
- 2) 提案された内容等について、問い合わせやヒアリングを行うことがある。
- 3) 提出資料等に関する照会先を明記すること。

II 調達物品に備えるべき要件 (性能・機能に関する要件)

1. 画像解析用デスクトップPCは、以下の要件を満たしていること。
 - 1-1 CPUは32コア以上、64スレッド以上であること。
 - 1-2 GPUはNVIDIA RTX Pro4000以上であること。
 - 1-3 RAMは512GB以上であること。
 - 1-4 ストレージは8TB SSD M.2 NVMe以上であること
 - 1-5 データ転送ポートはUSB3.2G2x2 Type-Cx1以上あること
 - 1-6 ディスプレイは29型WFHD(2560x1080)以上であること。
 - 1-7 画像解析ソフトウェア「Imaris」の動作保証があること。

(性能・機能以外に関する要件)

- 1 設置条件等
 - 1-1 設置場所
 - 1-1-1 本学が指定した場所に設置すること。
 - 1-2 設備要件
 - 1-2-1 本学が用意した一次側設備以外に必要な電源設備、給排水設備、空調設備があれば供給者において用意すること。
 - 1-2-2 本学が指定したシステムへの接続費用の全てを本調達に含めること。接続にあたり追加費用の請求は、一切認めないものとする。
 - 1-3 搬入、据付、配線、調整及び撤去
 - 1-3-1 機器の搬入、据付、配線、配管、調整については、本学の業務に支障をきたさないよう、本学の職員と協議のうえ、その指示によること。
 - 1-3-2 搬入に際しては、壁、床、エレベータ等傷つけぬよう注意し、搬入すること。損傷が発生した場合には、供給者の責任において補修・修理もしくは原状回復をすること。
 - 1-3-3 既存機器がある場合は、本学職員の指示により供給者の責任で撤去すること。
 - 1-3-4 設置工事は納入予定日、工事予定期間を事前に本学職員と打ち合わせ、そのスケジュールに従い完了すること。
 - 1-3-5 本機器の導入に伴い関係省庁等への各種申請が必要である場合、落札後、速やかに申し出、申請に関し、協力すること。
- 2 保守体制等
 - 2-1 保守体制
 - 2-1-1 通常の使用で発生した故障の修理及び定期的保守点検を実施できる体制であること。
 - 2-1-2 本学に2時間以内に到着できる範囲内で、技術サービス員を複数名有する支店もしくは代理店があること。
 - 2-2 保証期間
 - 2-2-1 納入後1年以内に納入業者の責任による欠陥が生じた場合には、指定する日時までに修理または代品を納入するものとする。また、納入後1年間は、通常の使用により故障が発生した場合の無償メンテナンス保証に応じること。
- 3 障害支援体制等
 - 3-1 障害時において、復旧のため通報を受けてから1営業日以内に現場で対応できる体制であること。
- 4 その他
 - 4-1 納入期限
 - 4-1-1 納入期限は令和9年1月29日（金）とする。
 - 4-2 教育体制等
 - 4-2-1 機器の取り扱いに関する教育訓練は、本学職員と協議のうえ、指定する日時、場所で行うこと。
 - 4-3 説明書・マニュアル等
 - 4-3-1 操作マニュアルは、すべての機器について日本語データ版をPDF形式で提出すること。
 - 4-4 その他
 - 4-4-1 納入する機器等に係る情報を、本学が指定するテンプレートに入力のうえ、当該機器の写真（設置場所も含む）を添えて提出すること。なお、特別な事情を除き納品完了後1週間以内に提出すること。